

高裁での日通無期転換逃れを許さない闘いにご支援を 公正審理・判決を求める団体署名のお願い

各位

2021年11月12日
ユニオンネットお互いさま
委員長 齋藤隆靖

日本通運の無期転換逃れ（労働契約法 18 条潜脱）の裁判では、2020 年 10 月 1 日に東京地裁で不当判決が出されてしまいましたが、東京高裁が公正な審理・判決を出すことを求めて、署名用紙に記載してある 3 点の緊急な課題を採用するようさらに団体署名活動を行うこととなりました。

控訴審は、2021 年 3 月 15 日に第 1 回が行われ、その後 5 月 17 日、7 月 13 日、9 月 17 日、11 月 9 日に裁判所との電話会議を開催し、次回は、12 月 23 日に予定されています。

東京地裁の判決は、有期雇用労働者の保護を目的とした労働契約法 18 条の趣旨を全く無視し、一職場の請負業務の失注により期待が消えたとする不当判決です。有期雇用労働者の雇用不安を是正するために作られた労働契約法 18 条を活かすためにも、東京高裁は無期転換逃れが社会的にも許されないことを真正面から審理すべきです。

東京高裁に対し原告からは、東京地裁判決の事実誤認への反論、判決の法的誤り、労契法 18 条の無期転換逃れの不当性など控訴理由書を 1～6 まで、労働法学者の立場から米津意見書、高橋意見書、労働旬報に掲載された新谷日大教授の論文も提出しています。日本通運には、常時 18000 人の有期雇用労働者が働いており、2018 年に 1000 名以上の無期転換逃れの雇止め（解雇）が行われました。そして、厚労省の調査でも、日本通運のような雇用上限を 5 年とする不更新条項で無期転換逃れをする企業は 1 割未満のブラック企業です。

この間、多くの仲間の支援により闘い続けておりますが、東京地裁判決を正し、東京高裁で公正な判決を出させるために、緊急の団体署名行動を実施しています。岡田さんが堂々と日本通運の職場に復帰するために、署名活動への多くご協力をお願い致します。

具体的に別紙署名用への署名をよろしくお願いします。

- 1 名称：日本通運による岡田さんへの「雇止め」を撤回する判決を求める「署名」
- 2 締切：2021年12月20日
- 3 提出先：東京高裁
- 4 署名の集約先：ユニオンネットお互いさま 委員長 齋藤隆靖

〒 101-0048 東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル N P O 労働相談室内
TEL 070-6576-2071 FAX 03-5577-7263 メール info@otagaisama.com